

特定不妊治療費を助成します

申問 子育て支援課 ☎⑤6716

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成を受けた人に対して、治療費の一部を助成しています。申請方法などの詳細はお問い合わせください。

《条件》

- ・ 法律上の婚姻関係にある夫婦
 - ・ 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けていること
 - ・ 夫婦のどちらか一方が、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定日から継続して市内に住所を有していること
- ※ 県の助成を受けるためには、妻の年齢が43歳未満であること、指定医療機関において特定不妊治療を受けること、所得制限などの要件を満たす必要があります。

《助成額》

治療に要した費用から県の助成額（※）を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額（上限100,000円）

- ※ 治療内容などに応じて、1回の治療につき150,000円または75,000円までを上限として助成（初回申請に限り300,000円）



《初回申請における助成事例》

治療内容など	治療期間	治療費	県の助成額	市の助成額	自己負担額
新鮮胚移植を実施した場合	約 40 日	402,460 円	300,000 円	100,000 円	2,460 円
凍結胚移植を実施した場合	約 170 日	422,930 円	300,000 円	100,000 円	22,930 円
体調不良などにより移植のめどが立たず治療を終了した場合	約 20 日	359,180 円	300,000 円	59,180 円	0 円

地域の皆さん、路線バスを利用しましょう

問 政策財政課 ☎⑤6710

市では、人口減少や少子化の進行、自動車を利用する人の増加などの理由により、公共交通の利用者が減少しており、特に路線バスの利用者の減少が顕著になっています。

主要なバス路線は、国・県・市の補助などにより運行していますが、利用者が少なくなると交通事業者は従来のサービス水準を維持することが難しくなり、運行本数を減らすことや、路線の廃止などを検討しなければならず、利用者の利便性がさらに低くなっていきます。

高齢者が増えていく中、バスなどの公共交通は、生活に必要な移動手段としてさらに重要性を増していくことが予想されます。

市では、『十和田市地域公共交通網形成計画』に基づき、地域の皆さんとの協働により、どのような取り組みが展開できるか、検討を進めています。

地域の皆さんや交通事業者、市が協力し、地域公共交通のあるべき姿を考え、路線バスなどの公共交通を活用していくことが必要です。

